

MSカードローン

平成28年6月1日現在

商 品 名	MSカードローン									
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ・当金庫の営業地区に居住又は勤務する個人の方 ・申込時20歳以上65歳以下で安定した継続的収入のある方 ・勤務年数1年以上で、常に電話連絡が取れる方 ・三菱UFJニコス株式会社の保証が得られる方 									
資金使途	自由（但し、事業性資金、旧債返済資金を除く）									
貸越極度額	30万円・50万円・70万円・100万円・200万円									
ご利用期間	2年（自動更新）									
貸越利率	年14.6%（保証料込）									
利息の計算方法	毎日の最終残高について付利単位を100円とし、1年を365日とする日割計算									
ご返済方法	<table border="1"> <thead> <tr> <th>貸越極度額</th> <th>ご返済額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30万円・50万円・70万円</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>100万円</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>200万円</td> <td>30,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※毎月のご返済に加えて、任意のご返済も可能です</p>		貸越極度額	ご返済額	30万円・50万円・70万円	10,000円	100万円	20,000円	200万円	30,000円
貸越極度額	ご返済額									
30万円・50万円・70万円	10,000円									
100万円	20,000円									
200万円	30,000円									
保証人・担保	不要									
苦情処理措置 紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店または総務部（9時～17時、電話：096-355-6112）にお申し出ください。 ・紛争解決措置 熊本県弁護士会（電話：096-325-0913）、鹿児島県弁護士会（電話：099-226-3765）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総務部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務部若しくは全国しんきん相談所にお問合わせください。 									